

■寄附のお願い

公益社団法人 岡山県社会福祉士会は、本会の公益目的事業活動に賛同される団体、個人からの寄附を募っています。寄附は、法人税および所得税法上の優遇措置を受けることができます。本会の寄附金は3種類あります。寄附金は、寄附者の趣意を尊重し用途を決定させていただきます。

■寄附金に対する免税措置

公益社団法人 岡山県社会福祉士会に対する寄附は、特定公益増進法人への寄附として、税制上の優遇措置を受けることができます。

ちなみに、特定公益増進法人とは、公共法人、公益法人等(一般社団法人および一般財団法人を除きます。)その他特別の法律により設立された法人のうち、教育または科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与する次のような法人をいいます。

損金算入限度額の計算

次に掲げる法人が、特定公益増進法人(岡山県社会福祉士会)に対してその特定公益増進法人の主たる目的である業務(「社会福祉への貢献」)に関連する寄附金を支出した場合には、その寄附金を支出した法人について次に掲げる区分に応じてそれぞれ次により計算した金額(特別損金算入限度額)以内の金額は、一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます。

1 普通法人、協同組合等および人格のない社団等((2)に掲げるものを除きます。)

[(資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額) × 当期の月数を12で割った数 × 1,000分の3.75 + 所得の金額 × 100分の6.25] × 2分の1 = [特別損金算入限度額]

2 普通法人、協同組合等および人格のない社団等のうち資本または出資を有しないもの、一般財団法人および一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限り)ならびにNPO法人(認定NPO法人を除きます。)などのみなし公益法人等

[所得の金額 × 100分の6.25] = [特別損金算入限度額]

なお、特定公益増進法人(岡山県社会福祉士会)に対する寄附金(公益法人等が支出したものを除きます。)の額のうち上記の特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄附金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。

寄附者が①②の場合、支出した寄附金のうち下記Bの金額が下記Aとは別枠で損金の額に算入されます。
寄附者が③④⑤の場合は、下記Aのみが損金の額に算入されます。

寄附者	損金算入限度額	
	A(一般寄附金)	B
①一般社団法人・一般財団法人	所得の金額 × 1.25/100	所得の金額 × 6025/100
②株式会社等	(資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.25% + 所得の金額 × 2.5%) × 1/4	(資本金等の額 × 当期の月数/12 × 0.375% + 所得の金額 × 6.25%) × 1/2
③学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、社会医療法人	所得の金額 × 50/100、か 200万円のうち、いずれか多い方	/
④特例民法法人	所得の金額 × 20/100	
⑤公益社団法人、公益財団法人	所得の金額 × 50/100、か 公益目的事業実施のため 公益目的事業に支出した 金額のうち、いずれか多 い方	

【具体例】

資本金等の額が1億円、所得金額が1,000万円の法人が100万円の寄附を行った場合、(寄附支出後の所得900万円)はどのようなでしょう。

A 一般寄附の場合

$$\text{損金算入限度額: } 100,000,000 \text{円} \times 12/12 \times 2.5/1,000 + 10,000,000 \times 2.5/100 \times 1/4 \\ = 125,000 \text{円}$$

B 公益法人(岡山県社会福祉士会)等に対する寄附の場合

$$\text{損金算入限度額: } 100,000,000 \text{円} \times 12/12 \times 3.75/1,000 + 10,000,000 \times 6.25/100 \times 1/2 \\ = 500,000 \text{円}$$

法人が公益法人(岡山県社会福祉士会)等に寄附をした場合の方が375,000円多く損金算入することが可能です。2023年の実効税率を30.62%とすると、114,825円下げることがあります。

【手続き】

この規定の適用を受けるためには、特定公益増進法人(岡山県社会福祉士会)に対する寄附金を支出した日を含む事業年度の確定申告書に「寄附金の損金算入に関する明細書」(<https://onl.sc/FgsaGeF>)を添付するとともに、その寄附金がその特定公益増進法人の主たる目的の業務に関連する寄附金である旨をその特定公益増進法人(岡山県社会福祉士会)が証する書類などを保存しておく必要があります。

この寄附金による損金算入は、岡山県社会福祉士会発行の「寄附金領収証」によって申告ができます。手続きに必要な書類は寄附金の入金を確認され次第お送りいたします。

3 個人が公益法人(岡山県社会福祉士会)へ寄附した場合の税法上の優遇措置(寄附金控除)

個人の方からの寄附につきましては、その寄附金は特定公益増進法人(岡山県社会福祉士会)に対する特定寄附金となり確定申告の際、税法上の優遇措置を受けることができます。

(1) 所得税(所得控除)

寄附金額(所得税の40%を上限)から2,000円を引いた額を、当該年の所得金額から控除できます。

➡寄附金額[所得金額の40%を限度]－2,000円＝所得控除額

※所得金額から上記控除額及びその他の所得控除額を差し引いた後の金額に、所得に応じた税率を乗じて、所得税額が決定します。

(2) 住民税(個人住民税の税額控除)

寄附をした翌年1月1日時点でお住いの都道府県・市区町村が、条例により「公益社団法人岡山県社会福祉士会」を寄附金控除の対象法人として指定している場合、個人住民税額の控除を受けることができます。

➡(寄附金額[所得金額の40%を限度]－2,000円)×控除率

※控除率は、最大10%となります。

都道府県が条例指定:(寄附金額－2,000円)×4%

市区町村が条例指定:(寄附金額－2,000円)×6%

詳細な控除率は、総務省ホームページ(個人住民税の寄附金税制)をご覧ください。

■ 免税の手続き

控除を希望される方は、ご寄附いただいた翌年の確定申告期間に、以下を添えて税務署に申告してください。税制上の優遇措置を受けるために必要な証明書類は大切に保管してください。

寄附金領収証

銀行または郵便局でお振込みの場合は「払込金受領書」
または、岡山県社会福祉士会が発行した場合にはその領収証
※領収書は、寄附金の入金を確認され次第お送りいたします。

寄附金受入証明書

12月～1月頃に発送

■ 相続または遺贈による寄附の場合

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を相続税の申告期限内に寄附された場合、一部の場合を除き、寄附金額には相続税が課税されません。

< 特例措置を受けるための手続き >

相続税の申告書提出の際に、申告書に必要事項を記入し、岡山県社会福祉士会が発行する「領収証」を添付してください。

< ご注意 >

- ・この特例措置を受けるためには、相続税の申告期限までに寄附をしていただく必要があります。
- ・寄附金お振込みの際、お手許に残る「払込票兼受領書」等の控えは大切に保管してください。
- ・紛失などによる領収証の再発行はいたしかねます。申告時まで大切に保管してください。

詳しくは、**レディーフォー遺贈寄附サポート窓口**へ
(<https://izo.readyfor.jp/>)